公共下水道等の使用料を減免します

福祉減免制度のお知らせ

問 上下水道課 ☎43-9031

与謝野町では、令和5年6月1日使用分（7月請求分）から、公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料（以下、「使用料」）を平均で13・1％値上げしたことに伴い、毎月の使用料の10％相当額を減免する「福祉減免制度」を設けています。上下水道課で減免申請を受け付けていますので、対象者に該当すると思われる方は、申請をしてください。

詳しくは、上下水道課までお問い合わせいただくか、広報よさの5月号（5月10日発行）または町ホームページをご覧ください。

広報よさの5月号　町ホームページ

福祉減免制度の概要

対象者

- 母子および父子並びに、寡婦福祉法に規定する母子家庭等における母または父
- 重度障害児を扶養している方
- 身体障害者手帳1級もしくは2級を所持している方
- 療育手帳Aを所持している方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- 75歳以上の方で構成されている住民税非課税世帯で、同一の敷地内に他の世帯が居住していない方

申請方法

上下水道課にある減免申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して上下水道課へ。

《必要書類》

- 各種手帳
- 児童扶養手当証書
- 福祉医療費受給者証
- 非課税証明書　など

※ 対象者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください

5月入札結果

問 財産管理・契約室（総務課内）☎43-9010

入札日	工事等の名称	場所	業者数	落札業者名	予定価格（千円/税抜）	最低制限価格（千円/税抜）	落札金額（千円/税抜）	落札率（%）	期間
5/16	与謝野町消防団第2分団車庫詰所新築工事監理業務委託	弓木地内	8者	株式会社伊藤・梅原建築設計事務所	2,321	—	2,100	90.48	R5/5/19～R6/1/31
5/16	城山公園テニスコート屋外照明設備改修工事監理業務委託	岩滝地内	3者	キタイ設計株式会社京都支社	1,891	—	1,790	94.66	R5/5/19～R6/3/15
5/18	与謝野町消防団第2分団車庫詰所新築建築工事	弓木地内	1者	安田建設株式会社	69,820	64,234	65,500	93.81	R5/6/15～R6/1/31
5/18	城山公園テニスコート屋外照明設備改修工事	岩滝地内	4者	株式会社山田電気商会	62,170	57,196	57,196	92.00	R5/6/15～R6/3/15
5/18	与謝野町消防団第2分団車庫詰所新築電気設備工事	弓木地内	2者	株式会社丸正組	7,840	7,110	7,113	90.73	R5/5/26～R6/1/31
5/18	与謝野町消防団第2分団車庫詰所新築機械設備工事	弓木地内	6者	石本建設株式会社	6,820	6,215	6,215	91.13	R5/5/26～R6/1/31
5/18	町営住宅ガス給湯器等交換修繕	岩滝地内他	5者	株式会社三野工務店	1,740	1,592	1,592	91.49	R5/5/26～12/20
5/18	町営大藪団地解体等工事	三河内地内	8者	有限会社野口建設	3,960	3,617	3,617	91.34	R5/5/26～8/31
5/18	町営船山団地解体等工事	石川地内	8者	江笠建材株式会社	3,900	3,563	3,563	91.36	R5/5/26～8/31
5/18	加悦黒見山線舗装修繕工事	金屋地内	3者	金下建設株式会社	23,304	20,907	20,907	89.71	R5/5/26～10/6

国民健康保険被保険者証などを更新します

問 保健課 ☎43-9022

次の被保険者証・受給者証（以下、「証」）の交付を受けている方は、有効期限が7月31日となっていますので、新しい証への更新が必要となります。8月以降有効となる証は、7月下旬までに対象世帯に郵送しますので、届きましたら必ず開封のうえ内容をご確認ください。なお、8月以降に医療機関を受診するときは、新しい証を提示してください。

※ 保険税に滞納がある世帯は、窓口で交付しますので保健課までお越しください

【更新となる証】

- 国民健康保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 福祉医療費受給者証（老人・障害・ひとり親）
- 国民健康保険高齢受給者証

限度額適用認定証または標準負担額減額認定証（緑の証）の交付を受けている方

8月以降に引き続き入院や高額な診療が予想される場合には、「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」の更新が必要です。更新には申請が必要なため、8月1日（火）以降に保健課、本庁舎または野田川庁舎の住民税務課住民係までお越しください。

【持ち物】 身分証明書（マイナンバーカードまたは運転免許証）※ 押印は不要です

《限度額適用認定証》

入院することになったときや高額な診療が予想される場合、事前申請により限度額適用認定証（住民税非課税世帯の方は、標準負担額減額認定証を併せて）を交付します。この認定証を医療機関の窓口に提示すると、一医療機関での支払いが負担限度額までとなり、負担が軽減されます。

※ 保険税・料を滞納していると交付できない場合があります

・限度額適用認定証 ・標準負担額減額認定証 役場で交付できる方

- 国民健康保険に加入する69歳以下の方
- 国民健康保険に加入する70歳以上の方で、住民税非課税世帯に属する方または現役並み所得者のうち、区分ⅠまたはⅡに該当する方。
- 福祉医療受給者証（老人）を交付されている方で、住民税非課税世帯に属する方
- 後期高齢者医療制度の加入者で、住民税非課税世帯に属する方または現役並み所得者のうち、区分ⅠまたはⅡに該当する方。（ただし、後期高齢者医療制度の加入者で、令和5年7月31日まで有効の限度額適用認定証をお持ちの方には、所得・世帯状況に変更がなければ7月下旬に後期高齢者医療被保険者証とともに、令和6年7月31日まで有効の認定証を郵送します）

7月、8月は「ゆかたを楽しむ月間」です

丹後地域では、ゆかた・きものなどの和装・織物産地の周知・再認識を図るため「ゆかたを楽しむ月間」を設けています。

- **ゆかたを楽しむ日**　7月21日（金）

※ 与謝野町でも有志の職員がゆかたで勤務します